

東京都漁業信用基金協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都漁業信用基金協会	平成29年9月12日及び 同月13日	平成27年度(平成27.4.1 ～平成28.3.31)及び
局	産業労働局	平成29年9月11日及び 同月20日	平成28年度(平成28.4.1 ～平成29.3.31)の事業

2 団体の概要

設立の目的	中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立	
主な沿革	昭和50年10月設立	
事業の概要	会員である中小漁業者等（漁業協同組合又は水産加工業協同組合が会員である場合には、その組合員を含む。）が次に掲げる資金の借入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業近代化資金</li> <li>・ 上記資金のほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金</li> </ul>	
所在地	東京都港区港南四丁目7番8号	
組織	1事務局	
人員	役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名、全て非常勤） 職員1名（非常勤）	
都との関係	出資	出資金3億5,855万円のうち、2億円（55.8%）
	補助金（表1）	326万余円（平成27年度交付額） 306万余円（平成28年度交付額）

都との関係	経常収益に占める都からの収益 (表2)	経常収益 1,354 万余円のうち、306 万余円 (22.6%)
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名を都から派遣 非常勤役員 1 名及び非常勤職員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都漁業信用 基金協会補助金	東京都漁業信用 基金協会補助 金交付要綱	職員の雇用に要する経費 等 (補助率：10/10)	3,329	3,260	3,061

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：千円、%)

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	14,671	100	14,205	100	13,547	100
都からの収益	3,329	22.7	3,260	23.0	3,061	22.6
受取補助金	3,329	22.7	3,260	23.0	3,061	22.6
他の収益	11,341	77.3	10,944	77.0	10,485	77.4

### 第3 監査の結果

#### 1 運営に関する事項

(単位:千円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度		平成 28 年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	14,671	14,205	△ 465	△ 3.2	13,547	△ 658	△ 4.6
経常費用	14,960	14,781	△ 179	△ 1.2	15,060	279	1.9
経常利益金	△ 289	△ 575	△ 285	98.7	△ 1,513	△ 937	162.8
当期利益金	3,729	2,381	△ 1,347	△36.1	6,084	3,703	155.5
資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2
純資産合計	460,321	566,975	106,653	23.2	526,880	△40,095	△ 7.1

#### (1) 監査の観点

本監査では、主に、会計経理等の財務事務に関する内部統制は適正に行われているか、補助要綱に沿って適正に執行されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

#### (2) 事業実績

東京都漁業信用基金協会（以下「協会」という。）は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について債務保証を行っている。

保証残高は減少傾向にあるが、平成28年度は保証承諾の件数及び金額が増加したことから、保証残高も増加している。これは主に、浜の担い手漁船リース緊急事業（注）の実施に伴い、漁船の建造等に係る融資の保証債務が増加したことなどによるものである。

なお、債権の回収は順調に進んでおり、延滞債権及び代位弁済に基づく求償権は発生していない。

#### (3) 収益及び費用の状況

経常利益金は、財務収益や事業収入が低迷していることなどから赤字基調であるが、毎年度、投資有価証券の売却による特別利益を計上しており、当期利益金は黒字基調となっている。

平成28年度の特別損失は、より利回りの高い投資有価証券を購入するため、投資有価証券を売却した際に生じた売却損である。

#### (4) 財政状態

資産合計は10億円規模、純資産合計は5億円規模で推移しているが、投資有価証券の時価に伴い変動しており、平成28年度は、時価の低下により減少している。

保証債務及び保証債務見返は減少傾向であるが、平成28年度は、保証承諾金額の増加に伴い増加している。

#### (5) 事業運営に関する評価

協会は、事務所の賃借料や人件費等の経費節減に努め債務保証業務を実施しているが、主たる収益は投資有価証券の運用益であるため、引き続き、金融市場の利率等を十分調査し、安全かつ有利な運用に留意していく必要がある。

さらに、漁獲量の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足等を背景に、設備投資の減少等による保証料収入の伸び悩み、低金利の影響による運用益の減少等から、長期的な安定経営の強化が急務となっている。このため、協会では、平成29年4月に設立された「全国漁業信用基金協会」への合併（平成31年4月を目途）に向けた協議を開始している。今後も、都を始めとする出資者と連携を図りながら対応していく必要がある。

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況について、投資有価証券や保証債務に係る書類等を見たところ、財務事務は、会計規程に定められている会計方針等に基づいて適正に処理されている。

補助金の執行について、補助金の交付に係る書類等を見たところ、補助要綱に基づき適正に執行されている。

運営に関する事項は以上のとおりであり、協会の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

#### (注) 浜の担い手漁船リース緊急事業

水産庁が実施する事業で、漁船の建造等に係る設備投資の費用及び保証料の半額を国が助成し、残りの半額は漁業者がリース料として返済し、完済後に漁業者の所有となる（平成27年度補正予算）。

#### 第4 運営状況の概要

##### 1 運営状況

###### (1) 事業実績

###### ア 債務保証業務

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
保証債務	承諾件数	11件	4件	9件
	承諾金額	85,120千円	25,880千円	84,570千円
	償還件数	12件	11件	7件
	償還金額	86,710千円	98,810千円	71,520千円
	残高件数	55件	48件	50件
	残高金額	396,720千円	323,790千円	336,840千円
求償権	金額	0円	0円	0円

###### (2) 収益及び費用の状況

###### ア 主要科目の推移

(単位:千円、%)

科目	平成26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	14,671	14,205	△ 465	△ 3.2	13,547	△ 658	△ 4.6
財務収益	8,811	8,703	△ 108	△ 1.2	8,589	△ 114	△ 1.3
事業収入	2,337	2,170	△ 167	△ 7.2	1,896	△ 273	△ 12.6
受取補助金	3,329	3,260	△ 68	△ 2.1	3,061	△ 199	△ 6.1
その他	192	71	△ 121	△ 62.9	0	△ 71	△ 100
経常費用	14,960	14,781	△ 179	△ 1.2	15,060	279	1.9
事業直接費	865	767	△ 98	△ 11.3	623	△ 143	△ 18.8
管理費	14,095	14,013	△ 81	△ 0.6	14,437	423	3.0
経常利益金	△ 289	△ 575	△ 285	98.7	△ 1,513	△ 937	162.8
特別利益	4,018	2,956	△ 1,061	△ 26.4	8,218	5,261	177.9
特別損失	0	0	0	—	620	620	—
当期利益金	3,729	2,381	△ 1,347	△ 36.1	6,084	3,703	155.5

## (3) 財政状態

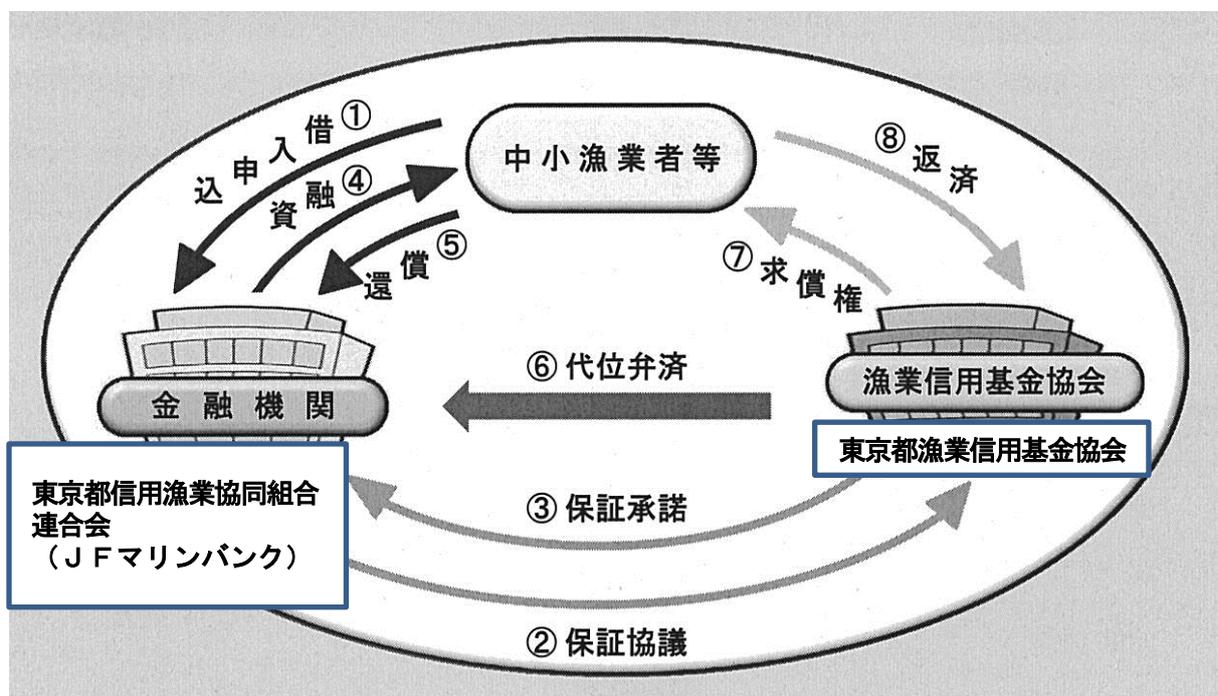
## ア 主要科目の推移

(単位:千円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度			平成 28 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	59,531	62,816	3,284	5.5	46,988	△15,827	△25.2
現金及び預金	57,874	61,414	3,540	6.1	45,545	△15,868	△25.8
未収収益	901	902	0	0.1	943	40	4.5
その他	755	499	△ 256	△34.0	499	0	0.0
固定資産	543,432	644,739	101,306	18.6	603,907	△40,832	△ 6.3
投資有価証券	536,377	637,684	101,306	18.9	596,852	△40,832	△ 6.4
外部出資金	3,410	3,410	0	0	3,410	0	0
差入保証金	3,645	3,645	0	0	3,645	0	0
保証債務見返	396,720	323,790	△72,930	△18.4	336,840	13,050	4.0
資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2
流動負債	73,275	69,313	△ 3,961	△ 5.4	71,645	2,332	3.4
未払費用	276	232	△ 43	△15.7	207	△ 25	△10.9
都補助金返還金	5	91	85	—	297	206	226.2
賞与引当金	140	140	0	0.1	140	0	0
長期借入金	71,200	67,500	△ 3,700	△ 5.2	69,700	2,200	3.3
その他	1,652	1,348	△ 303	△18.4	1,300	△ 48	△ 3.6
固定負債	67,500	69,700	2,200	3.3	50,900	△18,800	△27.0
長期借入金	67,500	69,700	2,200	3.3	50,900	△18,800	△27.0
保証責任準備金	1,867	1,566	△ 301	△16.1	1,469	△ 97	△ 6.2
保証債務	396,720	323,790	△72,930	△18.4	336,840	13,050	4.0
負債合計	539,362	464,370	△74,992	△13.9	460,855	△ 3,515	△ 0.8
出資金	358,550	358,550	0	0	358,550	0	0
その他	101,771	208,425	106,653	104.8	168,330	△40,095	△19.2
純資産合計	460,321	566,975	106,653	23.2	526,880	△40,095	△ 7.1
負債及び純資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2

## 2 参考資料

### (1) 債務保証の仕組み



中小漁業者等が、漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際、協会が保証人となり、借入れを容易にする。

万一、病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなった時には、債務者に代わって協会が代位弁済をする。代位弁済後、債務者は、協会と相談しながら返済の計画を立て、協会に借入金を返済する。

### (2) 広域合併の状況

厳しい漁業経営環境に伴う保証残高の減少等により、漁業信用保証制度の安定的な維持が困難な状況になっていることから、経営基盤の強化を図るため、国と一般社団法人漁業信用基金中央会（注1）による漁業信用基金協会の広域合併が進められている。

#### ア 主な経過・予定

平成27年4月 19漁業信用基金協会（注2）の参加による第一次合併協議開始

平成29年4月 全国漁業信用基金協会を設立（第一次合併）

平成29年9月 都を始めとする18漁業信用基金協会（注3）の参加による第二次合併協議開始

平成31年4月 全国漁業信用基金協会との第二次合併予定

（注1）全国42の漁業信用基金協会を会員とする中央組織

(注2) 第一次合併の19漁業信用基金協会

北海道、岩手県、秋田県、福島県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、宮崎県、沖縄県

(注3) 第二次合併協議に参加している18漁業信用基金協会

東京都、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県